

令和4年議案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月1日提出

愛北広域事務組合

管理者 扶桑町長 鯖瀬 武

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき、基準日までに条例を改正する必要があったからであります。

令和4年専決第1号

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、愛北
広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処
分する。

令和4年5月27日専決

愛北広域事務組合

管理者 扶桑町長 鯖瀬 武

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき、基準日
までに条例を改正する必要があるからであります。

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例（昭和38年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の愛北広域事務組合職員の給与に関する条例第18条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項において準用する場合を含む。）及び愛北広域事務組合職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第18条第4項から第6項まで（愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第17条の規定により読み替えて適用する場合及び会計年度任用職員給与条例第9条第1項において準用する場合を含む。）、第22条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例又は会計年度任用職員給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

（2）再任用職員 72.5分の10

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。